

第 1 章 序 論

1. 計画の策定趣旨

本町では、昭和47年の「浜頓別町町づくり計画」をはじめ、昭和56年の「第2期浜頓別町町づくり計画」、平成元年の「第3期浜頓別町町づくり計画」、平成11年の「第4次浜頓別町まちづくり計画（リード21）」を策定し、その時代に合わせた魅力あるまちづくりに取り組んできました。平成11年度にスタートした「第4次浜頓別町まちづくり計画（リード21）」（以下「前計画」という。）では、平成20年度を目標とし、21世紀に向けた将来像を「生きる実感！ふれ愛の郷土 はまとんべつ」と位置付け、その実現に向けて各種施策を計画的に推進してきました。

しかし、21世紀初頭を迎えた今日、予想を上回る少子高齢化の進行、地方分権の進展、三位一体の改革、財政危機、地球規模での環境問題、産業を取り巻く環境の変化、さらにはこれらに伴う住民ニーズの多様化、高度化、広域化など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況を的確に捉え、依然厳しい財政状況のもと持続可能な自治体運営を確立し、住民とともに次世代に誇りを持ってつないでいく浜頓別町を築いていくため、平成21年度からの新たなまちづくりの指針となる「第5次浜頓別町まちづくり計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 総合計画の役割と機能

本計画は、地方自治法第2条第4項に規定される基本構想として、様々な分野の計画等の策定に対して整合性を保つとともに方向性を示す地域づくりの最も上位に位置付けられる行政計画であり、次に示す役割と機能を有しています。

総合的・計画的な行政運営の指針を示す

町政運営において総合的かつ計画的な指針となり、施策の基礎（各種の具体的な計画の基礎）となる役割を果たします。

住民や民間活動の指針を示す

住民の地域づくりへの参画方策を明らかにし、住民や民間活動における地域づくり諸活動を積極的に促す指針を示す役割を果たします。

国・北海道に対して地域づくりの指針を明らかにする

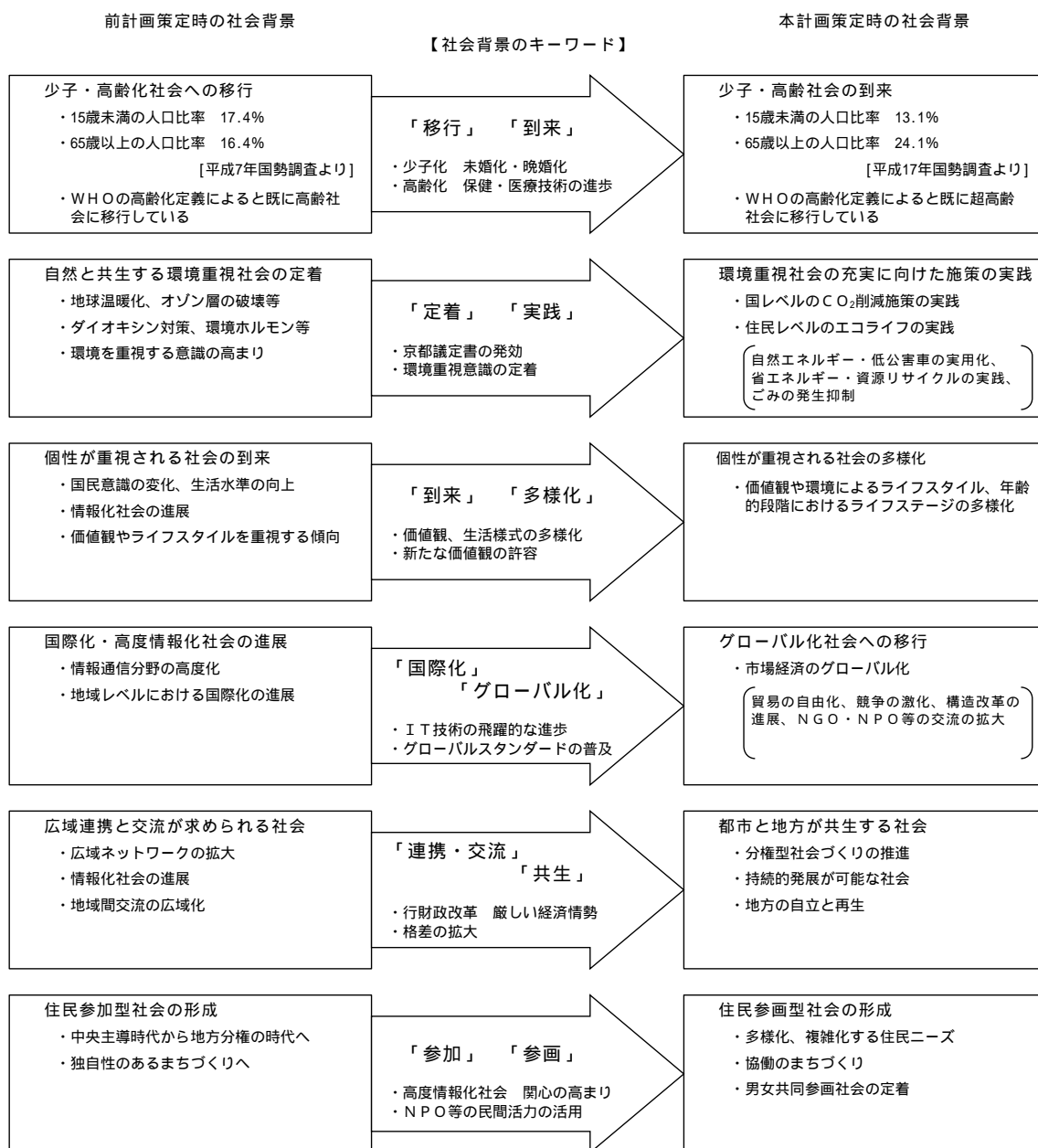
国や北海道に対して、本町の地域づくりの指針を明らかにする役割を果たします。

3. 策定の取組方針

3. 策定の取組方針

(1) 社会背景

前計画策定時における6つの重要な社会背景は、本計画を策定する現時点においてもまちづくりを進めるうえで重要な社会背景であり、その傾向はより進展しているものとなっています。



少子・高齢社会の到来

平成7年の国勢調査では15歳未満及び65歳以上の人口比率は17.4%、16.4%となっていました。平成17年の国勢調査では13.1%と24.1%となり、未婚化・晩婚化や核家族化の進行に伴う少子化、及び医療技術の進歩や保健・福祉対策の充実に伴う高齢化が進んでいます。特に高齢化についてはWHOの高齢化定義¹によると、既に本町は高齢社会・超高齢社会が到来している状況となっています。

そのため、このような社会に対応した少子化に対する子育て環境や教育環境の充実、高齢社会に対する保健・福祉環境の充実に向けた取組みが求められています。

¹ WHOの高齢化定義：WHO（世界保健機関）は高齢化社会を次のように定義している。
高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が7～14%未満：高齢社会、
14～21%未満：高齢社会、21%以上：超高齢社会

環境重視社会の充実に向けた施策の実践

地球規模の課題となっていた温暖化、オゾン層の破壊等の環境問題は、平成17年の京都議定書²の発効を一つの契機として国レベルのCO₂削減施策が実践されており、一方、住民の日常生活の中でも重要な課題として認識されるようになり、住民レベルにおいても、省エネルギー、資源リサイクル、ごみの分別化・減量化などの環境負荷の抑制に向けた様々な諸施策が実践されている状況となっています。

そのため、環境重視社会、さらには持続的発展が可能な社会³、エコロジータ社会⁴の充実に向けた取組みが求められています。

² 京都議定書：平成9年（1997年）12月京都で開催されたCOP3（第3回機構変動枠組み条約締結国際会議）で、地球温暖化対策のための国際的枠組みとして温室効果ガスの排出削減をはかるため採択された議定書。平成17年2月に発効し、日本は、6%の温室効果ガス削減が義務づけられている。

³ 持続的発展が可能な社会：「環境」「経済」「人間・社会」のバランスがとれた社会で、有限な地球環境の中で、環境負荷を最小にとどめ、資源の循環を図りながら、地球生態系を維持できる持続可能な社会。

⁴ エコロジータ社会：一般的には、環境や自然との共生をはかる社会を示す。

個性が重視される社会の多様化

近年の個人の価値観やライフスタイル⁵の個性が重視される傾向は、情報化社会の進展によって、その傾向はさらに強まるものとなっており、利便性や効率性のみにとられず、食や文化を大切にしたいゆとりある生活様式や自然環境の保全と普段の生活を一体的にとらえた環境重視型生活様式など、価値観や環境によるライフスタイル、年齢的段階におけるライフステージ⁶が徐々に多様化した社会へと移行してきています。

そのため、住民一人ひとりが自分らしさを表現することができ豊かな生活を営めるような取組みが求められています。

⁵ ライフスタイル：その人間の人生観、価値観などを反映させた生活様式。

⁶ ライフステージ：年齢とともに変化する生活段階のこと。

3. 策定の取組方針

グローバル化社会への移行

インターネット等の高速情報技術の飛躍的な進歩により、国家を前提とした「国際化」という枠組みではなく、国境などのボーダー（境界線）を取り払った市場経済や貿易の自由化、規格の統一化に代表される「グローバル化⁷」した社会に移行してきています。我が国におけるグローバル化は、NGO⁸・NPO⁹等の交流活動の拡大や市場経済における構造的改革が進展していく中で、競争の激化や格差の拡大等の課題を抱えているものであり、本町においても貿易自由協定（FTA）¹⁰による第一次産業への影響が懸念されています。

そのため、このような高度情報化に伴うグローバル化に適切に対応できる多様な交流基盤や産業基盤づくりへの取り組みが求められています。

⁷ グローバル化：国際化が国の枠組みを前提としているのに対し、グローバル化は国家の枠組みと国家間の壁を取り払い、資金、人、技術などの資源が自由に移動できるようにすること。

⁸ NGO：Non-Governmental Organizationの略。国際協力を携わる「非政府組織」「民間団体」のことを意味する。

⁹ NPO：Non Profit Organizationの略。「非営利組織」、利益を目的としない組織のことを意味する。

¹⁰ 貿易自由協定（FTA）：物品の関税、その他の制限的な通商規則、サービス貿易等の障壁など、通商上の障壁を取り除く自由貿易地域の結成を目的とした、二国間以上の国際協定。

都市と地方が共生する社会

広域ネットワークの拡大による人・物・情報などの交流による地域間交流の広域化は、近年における行財政改革、厳しい社会経済情勢、都市と地方の格差の拡大などの社会的動向から、分権型社会¹¹づくりや持続的発展が可能な社会づくりを目指し、地方の自立と再生を促しながら都市と地方が共生する社会へと進展してきています。

そのため、本町の地理的特性や産業的特性を活かした自立と再生、都市と地方の交流促進に向けた取り組みが求められています。

¹¹ 分権型社会：既存の「国と地方の役割」「住民と自治体との役割分担」「サービスと負担の関係」が大きく変革された社会で、自治体の自己決定権が拡充し、同時に自己責任も拡大する社会であるとともに、住民もまちづくりへ主体的に参加する社会。

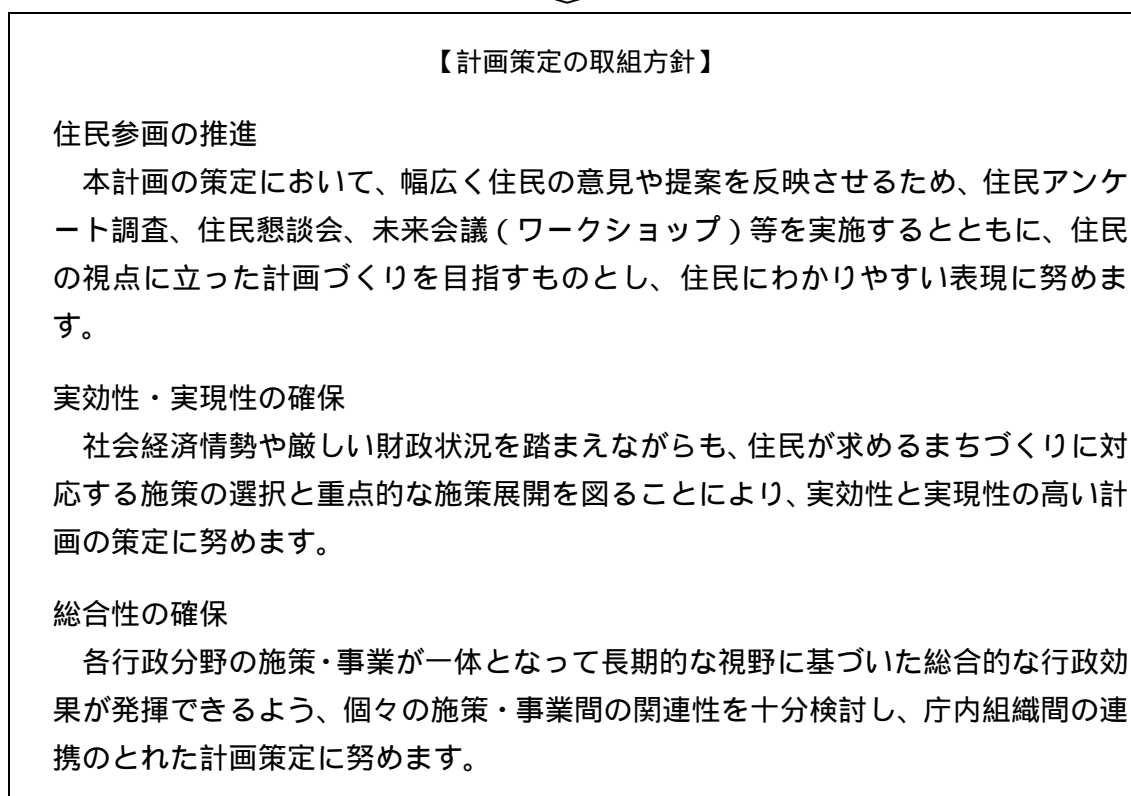
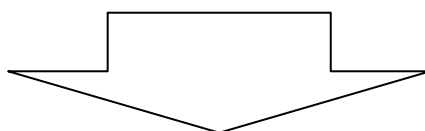
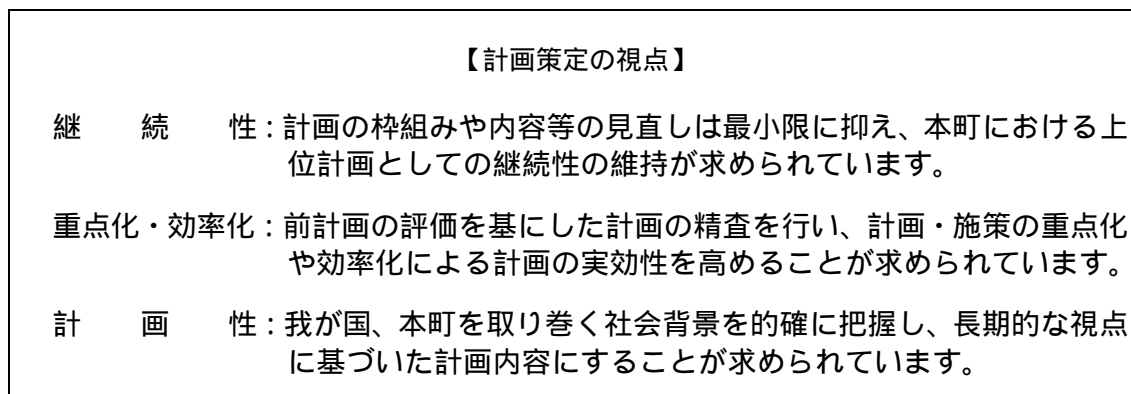
住民参画型社会の形成

中央主導型社会から地方分権型社会への移行に伴う住民参加型社会の形成は、地方分権型社会への移行が徐々に行われ、住民参加型のまちづくりも実践されてきているなか、近年の高度情報化社会の進展による様々な情報が住民レベルで入手できるようになったことによるまちづくりへの住民の関心が高まり、さらにはNPO等の民間活力の活用によって、これまでの単なる住民参加のまちづくりではなく、多様化・複雑化する住民ニーズに対応できる住民が主役となった住民参画型のまちづくりへと進展してきています。

そのため、住民・行政・事業者等が協働し、パートナーシップが構築できるまちづくりへの取り組みが求められています。

(2) 新計画策定の視点と取組方針

前計画の策定時における重要な社会背景は、新計画を策定する現時点で大きな変化はなく、より進行したものとなっていることを踏まえると、新計画を策定するうえでの視点は「継続性」、「重点化・効率化」、「計画性」として整理され、さらにこの3つの視点から新計画策定における取組方針を次のとおりとします。



4 . 計画の期間 - 5 . 計画の構成

4 . 計画の期間

本計画は、平成 21 年度（2009 年）を初年度とし、平成 30 年度（2019 年）を目標年度とする 10 ヶ年計画とします。

本計画策定後、予測を超える社会・経済情勢の変化が生じた場合は、主要施策の見直しなど計画の改定を弾力的に行います。

5 . 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成します。

基本構想

本町が目指す将来像と、それを実現するための基本目標及び施策の大綱等を示すものであり、基本計画、実施計画、その他各種個別計画・施策等の目標・指針となるものです。

基本計画

基本構想による将来像と基本目標に基づき、各分野の現状と課題及び計画体系を示すとともに、社会経済環境、住民ニーズ等の変化に的確に対応するため、実施計画において優先順位を明確にして推進します。

実施計画

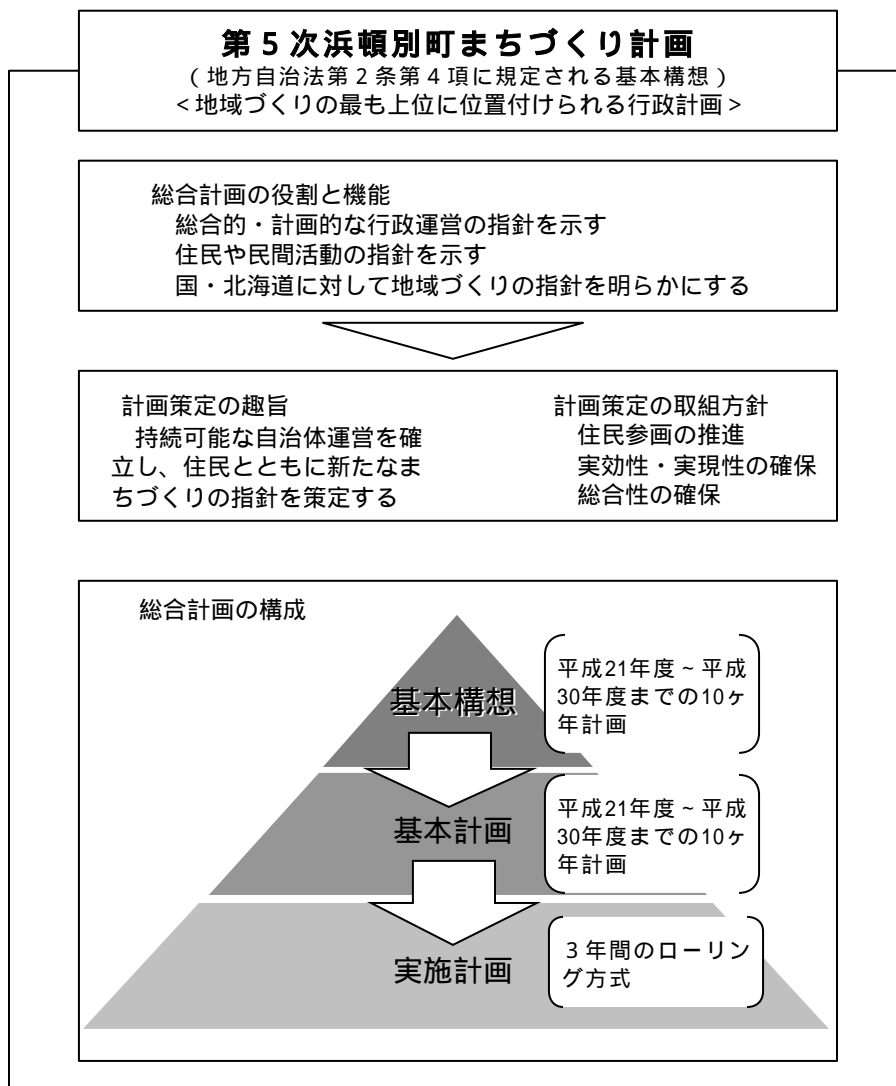
基本計画で示されている施策について、その具体的な実施を図るための計画とします。計画書は別冊とし、社会経済環境等の変化に対応して、実効性を確保するため事業の優先順位と事業内容、財源等を明らかにするもので、3年間のローリング方式により作成します。

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
基本構想	→										
基本計画	→										
実施計画	→			→				→			
	→		→			→					
	→	→		→			→				
	→	→	→		→			→			
	→	→	→	→		→			→		

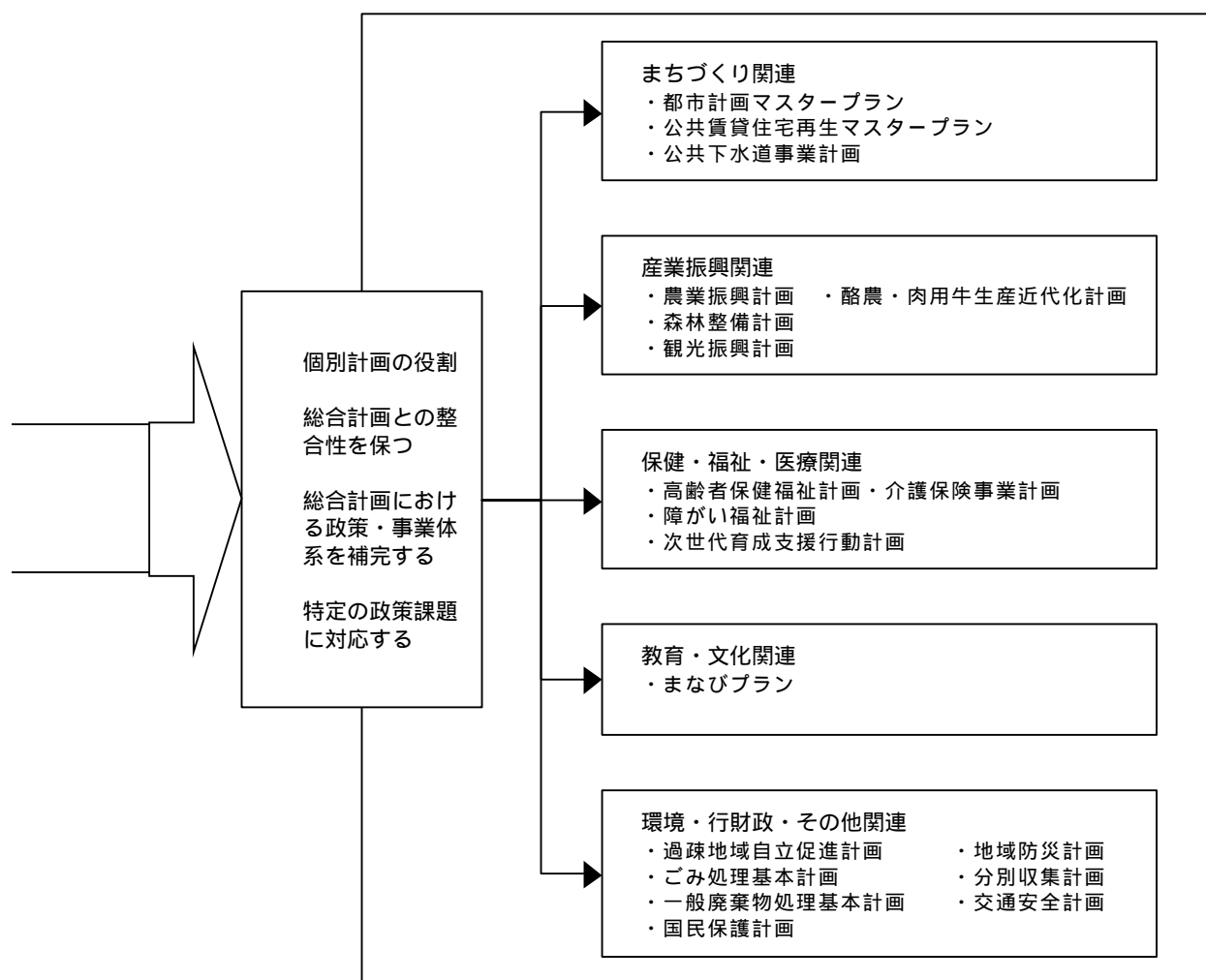
個別計画との関係

各種個別計画は、地域づくりの最も上位に位置付けられる総合計画との整合性を保ちながら社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ総合計画における政策・事業体系を補完し、特定の政策課題に対応するものであり、町政をより計画的かつ効率的に推進するものです。

総合計画の概要と個別計画との関係



5 . 計画の構成

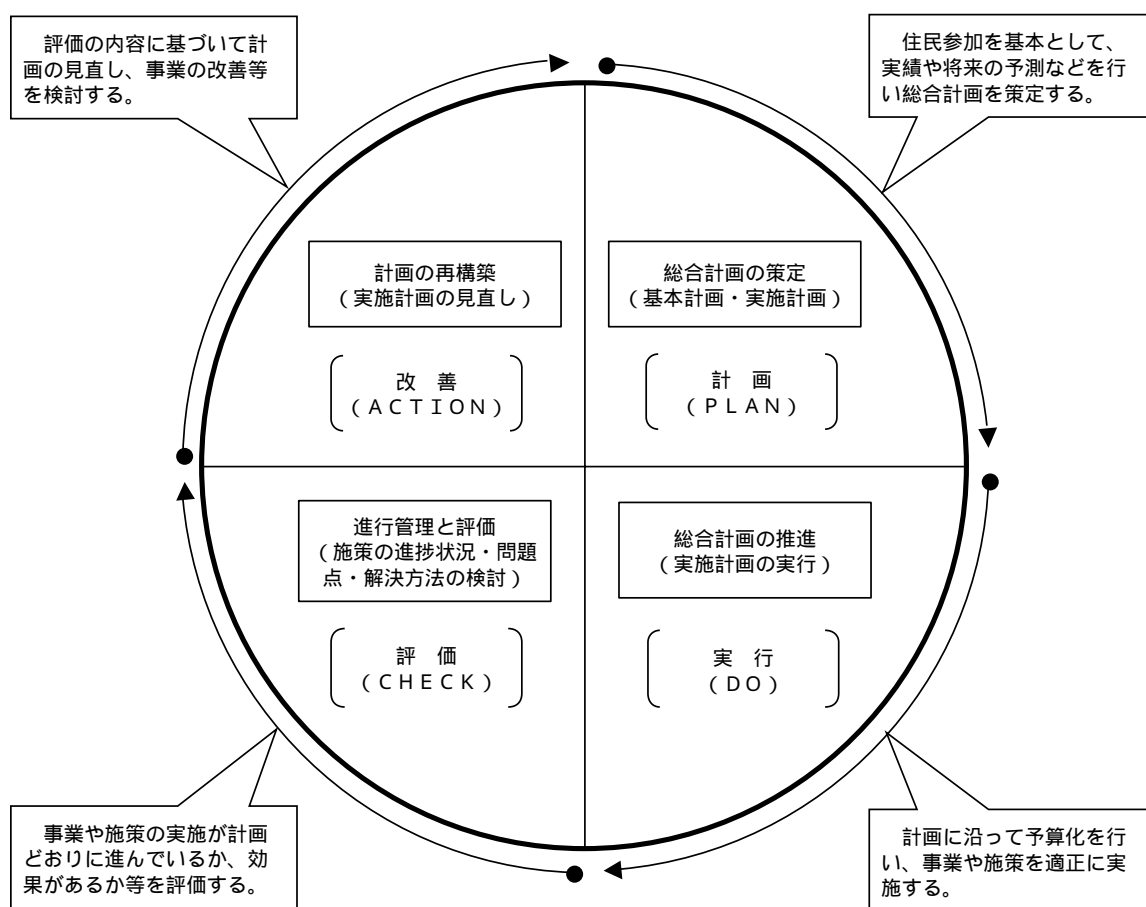


6 . 計画の進行管理と評価

総合計画の進行管理として、事業が実施計画どおり達成できたかということも大切な一面ではありますが、これからの視点は、事業の目的とその事業を実施した結果どのような成果が得られ、各政策課題が解決できたかどうか、課題の解決が図られていない場合は、その原因が何であったかを検証し、次の対策を立てることが求められています。

そのため、今後については計画の達成状況や進行状況を検証したうえで改善策などの次の展開活動を推進するマネジメント手法であるP D C Aサイクル¹を基本とした総合計画の進行管理と評価に努めるものとします。

P D C Aサイクルの基本的流れ



¹ P D C Aサイクル:典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(action)のプロセスを順に実施し繰り返すことによって、計画の達成状況・進行状況を検証したうえで改善策などの次の展開活動を推進するマネジメント手法。PDCAサイクルの考え方は、製造プロセス品質の向上、業務改善及び計画の管理・評価などに広く用いられ、ISO 9000 や ISO 14000 などのマネジメントシステムに取り入れられている。